

2章 医療保障制度のしくみ

医療保障制度とは？

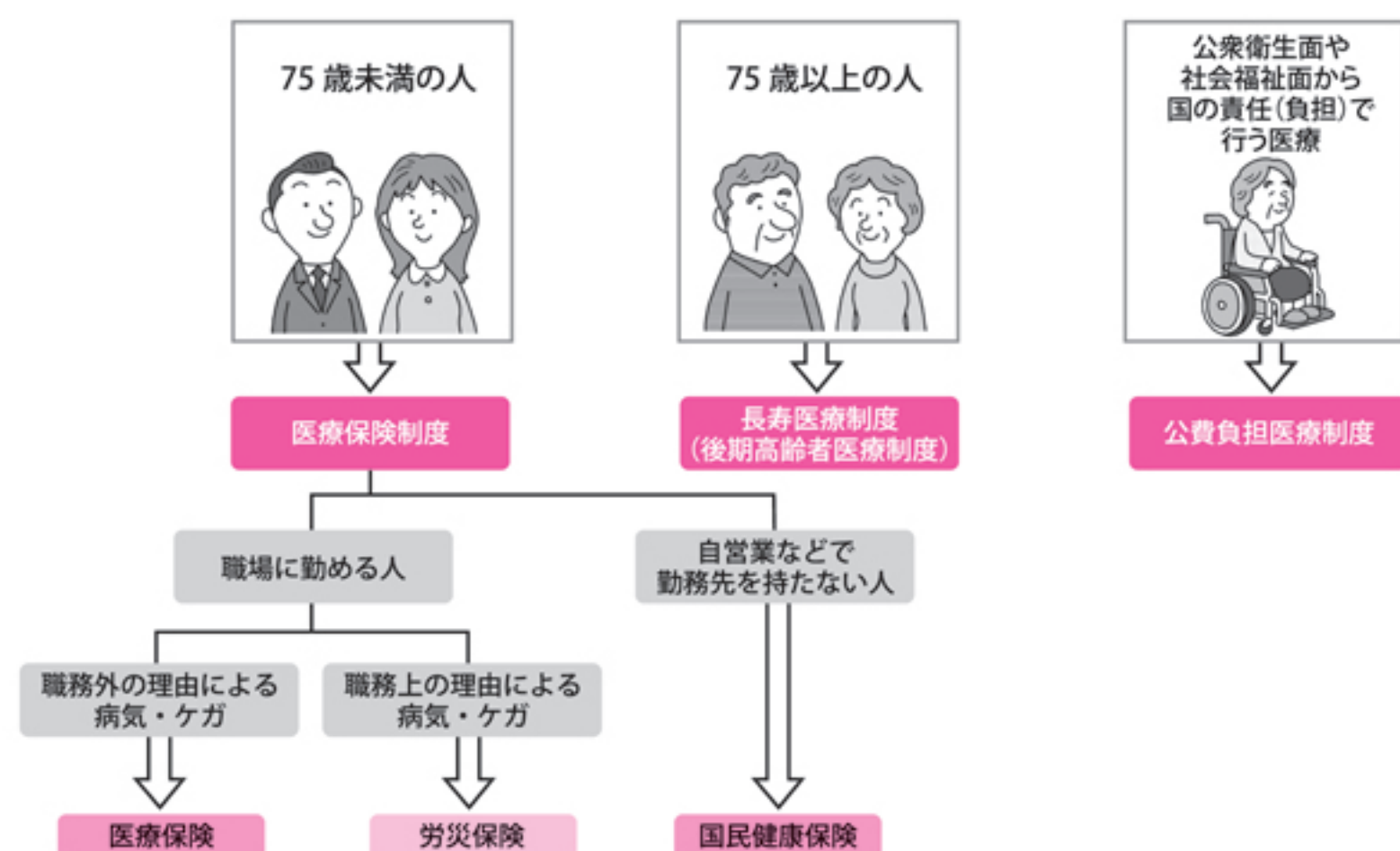
医療保障制度は、社会保障の諸制度の中の医療に関する部分のことで、病気にかかったりケガをした人が容易に医療を受けられるように保障しようというものです。

医療保障制度の中にはさまざまな保険制度があり、総合的に運営されています。保険というのは、失業、災害、死亡、病気やケガなどの事故に備えて、多くの加入者が掛金（保険料）を出し合い、加入者に事故が生じた場合の経済的な負担を少なくしようとするしくみです。

この章では、主に医療保険制度と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について学びます。医療保障制度のもとで行なわれる保険制度のしくみを身につけていきましょう。

I 医療保障制度の体系

わが国の医療保障制度は、おおよそ次のように体系づけられています。

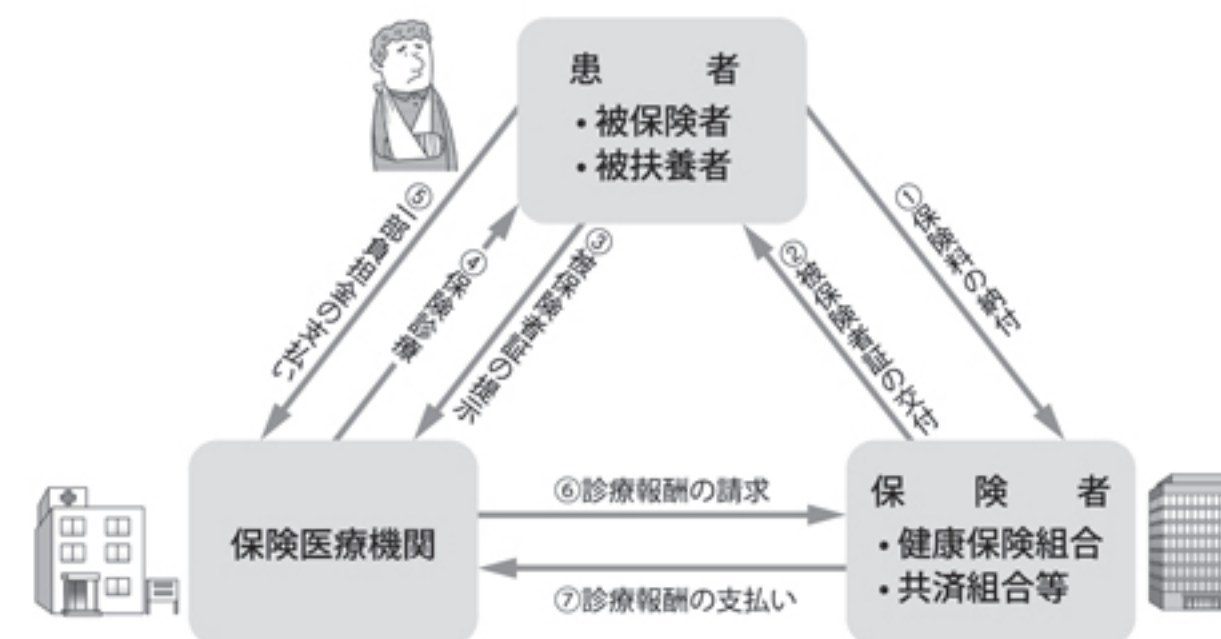


II 医療保険制度

わが国の医療保険は、大正11年の健康保険法の制定に始まります。当初は特定の職場で働くほんの一部の人だけが対象でした。しかし、その後いろいろな法律を制定し、整備しながら、昭和36年には国の制度として、すべての国民が医療保険の適用を受けることができるようになりました（国民皆保険制度）。

1 医療保険のしくみ

医療保険は、加入者の収める保険料を財源として営まれ、保険医療機関における診療費は保険者からの給付と、患者さんからの一部負担金で賄われます。



- ①保険料の納付
被保険者*は保険者*に保険料（掛金）を納めます。
- ②被保険者証の交付
医療保険に加入している証明書として保険者が交付します。「保険証」ともいいます。
- ③被保険者証の提示
被保険者や被扶養者*は、保険医療機関*に被保険者証を提示します。
- ④保険診療
保険による診療が行われます。
- ⑤一部負担金*の支払い
患者さんは窓口で診療費の一部を支払います。
- ⑥診療報酬の請求
診療に要した費用のことを「診療報酬」といいます。患者さんが支払った「一部負担金」を差し引いた残額を保険者へ請求します。
- ⑦診療報酬の支払い
保険者は保険医療機関からの請求内容を点検後、被保険者から徴収した保険料の中から、保険医療機関に支払いを行います。

***被保険者**
保険料（掛金）を保険者に納めて保険に加入する本人のことで、俗に「本人」と呼ぶ。

***保険者**
被保険者から保険料（掛金）を徴収し、これを財源として保険事業を営む機関のこと。民間保険でいえば保険会社に相当する。

***被扶養者**
被保険者の家族などで、被保険者の収入によって生計を維持している人。俗に「家族」と呼ぶ。

***保険医療機関**
保険診療を担当する病医院のこと。

***一部負担金**
患者が支払う診療費の一部を一部負担金といいます。

IV 皮内・皮下及び筋肉内注射 (以下、「皮内・皮下・筋注」という)

算定ルール

外来と入院では算定が異なります。

$$\text{外来 (1回につき)} = \text{薬剤料} + \text{注射実施料}$$

注射1回ごとに、薬剤料と実施料を合算して算定します。

$$\text{入院 (1日につき)} = \text{薬剤料}$$

- ・皮内・皮下・筋注の実施料 (加算を含む) は算定できません。
- ・薬剤料は、1日分の薬価を合計して点数に換算します。

皮内・皮下・筋注を行った場合、カルテには通常【例1】のように記入されます。

例1



6/5 inj* アキネトン注射液 5mg0.5%1mℓ 1A im
カルテの記入内容は次のことを表しています。

6/5	inj	アキネトン注射液5mg0.5%1mℓ	1A	im
↑	↑	↑	↑	↑
受診日	注射	薬剤名	規格・単位	注射量 注射の種類 (皮内・皮下・筋注)

「inj」の記載があるので、注射です。「im」とあるので皮内・皮下・筋注です。「アキネトン注射液5mg0.5%1mℓ 1管(1A)を皮内・皮下・筋注した」という意味です。

- ・薬剤料…アキネトン注射液5mg0.5%1mℓ 1管=61円
61円/10=6.1→**6点**(小数点以下五捨五超入)
- ・実施料…外来:**18点**
入院:算定できません

外来の場合 (薬剤料) (実施料) (注射料) 6点 + 18点 = **24点**
入院の場合 **6点**(薬剤料のみの算定です)

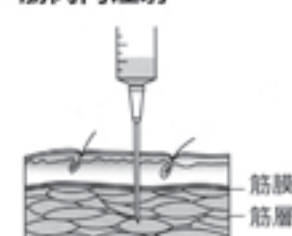
■ 皮内注射

表皮と真皮の間に針が入ります。

皮下注射



筋肉内注射



* inj (injection インジェクション)

注射した、という意味の略語です。injが省略されることもあります。

■ 皮内、皮下、筋注に準ずる注射

「準ずる」とは同じ点数・条件で算定するものをいいます。『点数表』及び『医科サポートブック』参照。